

## ICTを活用した在宅医療・介護連携システム 「メディカルケアステーション（MCS）」運用ポリシー

（目的）

第1条 この運用ポリシーは、メディカルケアステーション（以下「MCS」という。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCSの適正な利用に資することを目的とする。

（法令及びガイドライン）

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、MCSを利用することとする。

- (1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（最新版）
- (2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（最新版）

（利用申込）

第3条 新たにMCSを利用する事業所は、奥州市（以下「市」という。）に対して、利用申込書（様式第1号）及び連携守秘誓約書（様式第2号）を提出し、MCSの適正な運用に努めるものとする。

（連携元事業所）

第4条 患者又は利用者の情報共有を行う場合は、該当する患者又は利用者を管理する事業所が連携元事業所となり、患者又は利用者の情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

（連携元事業所の責務）

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- (1) MCSのグループ登録及び削除管理
- (2) MCSの各グループへの参加ユーザーの招待及び解除

（患者又は利用者の同意）

第6条 連携元事業所は、MCSで情報共有を行うにあたって、患者又は利用者及びその家族と多職種協働における個人情報使用同意書（以下「同意書」という。）（様式第4号）を交わし、双方が所持する。

（MCS管理者の設置）

第7条 利用施設又は組織の長は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS管理者を設置し、MCSの適正な管理運用を行う。

（MCS管理者の責務）

第8条 MCS管理者は、MCSの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- (1) MCSの患者又は利用者情報、個人情報等の管理全般
- (2) MCSで利用するIT機器の管理
- (3) MCSのIDの管理
- (4) MCSのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理
- (5) MCSの各グループへ招待されたメンバーの承認及び解除
- (6) MCSへ書き込まれた情報の監視及び削除
- (7) MCSへの事業所内スタッフ登録及び削除

（スタッフ誓約書と教育）

第9条 利用施設又は組織の長は、MC Sを利用する従事者と業務情報保持に関する誓約書（様式第3号）を交わすとともに、MC S管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うものとする。ただし、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

2 前項に規定する誓約書の記載内容のポイントは、以下のとおりとする。

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者又は利用者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者又は利用者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

（MC S利用上の留意事項）

第10条 連携元事業所、MC S管理者及びユーザーは、MC S利用上の留意事項（別紙1）に留意して、MC Sを利用する。

（ID及びパスワードの管理）

第11条 MC SのID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し、共有しない。
- (2) 一つのIDを複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合8文字以上を定期的（最長2カ月）に変更する。ただし、英数混合13文字以上の場合に変更を要しない。
- (4) パスワードは、類推されやすい文字の組み合わせを避け、定期的に変更する場合は類似のパスワードを繰り返し使用しない。
- (5) 利用が終わったときは、必ずログアウトする。
- (6) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (7) スマホ、タブレット、パソコン等、利用するすべての端末にはロックをかける。

（IT機器のセキュリティ対策）

第12条 IT機器のセキュリティ対策については、MC Sのセキュリティ対策（別紙2）に従い、管理することを推奨する。

- 2 モバイル端末は、「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（6.9 情報及び情報機器の持ち出しについて）」の内容に従った管理を行う。
- 3 個人所有の端末を使用する場合には、紛失時等の情報漏えいリスクを考慮し、前項と同様の管理運用を行うものとする。

（内容の二次利用の禁止）

第13条 MC Sの操作においては、定められた手順を守り、内容の二次利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷する等）を禁止する。ただし、MC Sの内容を診療・看護・介護記録に残す、施設の他の従事者に伝える、患者又は利用者・家族への説明に使う等、患者又は利用者の療養のため直接利用する場合においては、この限りでない。

（サービス利用中の安全管理）

第14条 サービス利用中の安全管理については、以下の事項により管理する。

- (1) サービス機能の設定に関する定期的な内容確認については、定期的にサービス機能の設定、約款等を市が確認する。
- (2) 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制については、別紙3のとおりとする。

附 則  
この規程は、平成30年5月15日から施行する。

附 則  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年9月1日から施行する。